

## 伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市文化財保存活用地域計画を活かした地域の活性化を図るため、伊勢原市地域文化財保存活用協議会（以下「協議会」という。）に対し伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 補助の対象とする事業は、協議会が行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 文化財保存活用地域計画を活かした地域活性化を図るための事業
- (2) 国及び県の補助制度を活用して行う事業

2 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の事業に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 国及び県の補助制度により補助の対象とされた事業経費のうち、国及び県により補助されることが決定した額を引いた経費
- (2) 国及び県の補助制度により補助の対象外とされた事業経費のうち、協議会の事業に必要な次に掲げる経費

- ア 旅費
- イ 報償費
- ウ 消耗品費、印刷製本費等の需用費
- エ 通信運搬費、保険料、振込手数料等の役務費
- オ 契約手続に必要な収入印紙代
- カ その他市長が認める経費

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第2項に規定する補助対象経費の額とし、予算の範囲内とする。ただし、前条第1項に規定する補助の対象とする事業に係る経費の3分の2を上限とする。

### (交付の要望)

第4条 協議会は、補助金の交付を要望しようとするときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付要望書（第1号様式）に事業計画書案及び予算書案を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

### (内定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付要望があったときは、事業内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (交付の申請)

第6条 協議会は、前条第2項の規定による内定通知を受け、補助金の交付を申請するときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する収支予算書で補助対象経費を明示できない場合は、必要に応じて、別に補助対象経費の積算内訳（任意様式）を添付するものとする。

### (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第8条 協議会は、前条の規定により通知を受けた後に、補助金の交付申請額を変更しようとするときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付（変更交付）申請書に変更事業計画書及び変更収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する変更収支予算書で補助対象経費を明示できない場合は、必要に応じて、別に補助対象経費の積算内訳（任意様式）を添付するものとする。

（変更交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 協議会は、第7条の規定による交付決定又は前条の規定による変更交付決定を受けた後に、補助事業の内容若しくは経費の配分の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）、中止又は廃止しようとする場合は、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に理由等を記載し、関係資料を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があり、審査等の結果補助事業を変更、中止又は廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第11条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった経費の10パーセント以下の額のものとする。

（申請取下げの期間）

第12条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げができる期間は、第7条の規定による交付決定又は第9条の規定による変更交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、補助事業が完了した後にあっては全部、補助事業の完了前にあっては補助金の全部又は一部を交付するものとする。

2 協議会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定通知書又は伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金実績報告書（第9号様式）により、当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受け、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額（第9条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金確定通知書（第10号様式）により通知し、必要な是正措置を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は6年とし、同条第3号の規定により定める財産の種類は、備品とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度及び令和5年度の補助金に係る交付要望書は、第4条の規定にかかわらず、令和4年12月28日までに提出することができる。

附 則 (令和5年3月31日告示第45号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

代表者氏名

年度において、伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金の交付を要望します。

交付要望額 円

（注）事業計画書案及び予算書案を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望がありました伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付（変更交付）申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額 円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第6条、第8条関係）

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

代表者氏名

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

（注）事業計画書（変更事業計画書）及び収支予算書（変更収支予算書）を添付してください。なお、収支予算書（変更収支予算書）で補助対象経費が明示できない場合は、必要に応じて、補助対象経費の積算内訳書を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定通知書

住所又は所在地

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請がありました伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金変更交付決定通知書

住所又は所在地

代表者氏名 様

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 変更交付決定額 円  
(変更前の交付決定額 円)
- 2 交付条件

(事務担当は、 )



第6号様式（第10条関係）

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定  
事業変更（中止・廃止）承認申請書

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

代表者氏名

次のとおり伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）内容  
（変更前）

（変更後）

- 2 変更（中止・廃止）理由

第7号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金  
交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は所在地

代表者氏名 様

年 月 日付けで提出されました伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第13条関係）

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

代表者氏名

⑩

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 交付決定（変更交付決定）額 | 円 |
| 2 | 既交付額          | 円 |
| 3 | 今回交付請求額       | 円 |
| 4 | 未交付額          | 円 |
| 5 | 添付書類          |   |
- 伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付決定通知書の写し  
伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金変更交付決定通知書の写し  
(注) いずれかにレ点をつけてください。

第9号様式（第14条関係）

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

代表者氏名

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金に係る実績を次のとおり報告  
します。

1 交付決定（変更交付決定）額	円
2 実績額	円
3 不用額	円

（注）事業成果報告書及び収支決算書を添付してください。

第10号様式（第15条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金確定通知書

住所又は所在地

代表者氏名 様

年 月 日付けで提出されました実績報告書の内容を審査した結果、次のとおり確定しましたので伊勢原市補助金等交付規則第16条に基づき通知します。

年 月 日

伊勢原市長 

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額         | 円 |
| 3 是正措置           |   |

（事務担当は、 ）